

令和元年8月22日

【配布先】

施工担当部署長・建設所長
副部長、副所長
設備部長、安全長、安全主任
S・BLC関西社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店

安全環境部長



【紙回覧】感電災害の防止について(指示)

安全環境本部安全部長より感電災害の防止について(指示)がありましたので連絡します。

先日、他支店作業所において、配電柱の近くで足場組立作業中に鳶工(外国人技能実習生)2名が感電する災害が発生しています。

原因は推測ではありますが、6600V充電している架空電線の近くで足場組立作業をしていて、作業員の肘が配電線のガイシに触れたか、絶縁用防護設備の端部隙間からの放電で感電をしたと思われます。

つきましては、同種災害を防止するために、送配電線近くで作業所する場合は、管轄の電力会社等へ事前の打合せを行い必要な対策を講じてください。合わせて安全環境本部長の指示内容を周知・徹底して頂くようにお願いします。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 19-22
令和元年 8 月 20 日

安全環境本部
安全部長 

感電災害の防止について（指示）

過日、当社作業所において、配電柱の近くで外部足場の組立をしていた鳶工（外国人技能実習生）2 名が感電する災害が発生しました。幸い命に別状はありませんでしたが、足場から墜落する等の死亡・重篤災害になっても不思議ではない事案です。

この配電柱には絶縁用防護措置が施されていましたが、足場の 4 段目の部材を取り付けようとした際に感電したものです。感電した経緯については調査中ですが、防護措置がされていたものの、充電している架空電線の直近で作業していたため感電したものと推定されます。

つきましては、送配電線近接作業における感電災害を防止するため、下記事項を作業所関係者に徹底するよう指示します。（別紙参照）

記

1. 充電電路に近接する場所で作業を行なう場合は、充電電路を移設するか、充電電路に絶縁用防護措置を施した上で作業させる。
（安衛則第 349 条）
2. 高圧・低圧充電電路に近接して作業を行なわざるを得ない場合は、安衛則第 342 条を準用し、絶縁用防護措置を施した上で、近接して作業する者に絶縁用保護具を着用させる。
3. 関係する作業員に対しては、事前に感電災害についての教育を実施すること等により、感電の危険性を十分に理解させる。

以 上

労働安全衛生規則

第二編 安全基準 第五章 電気による危険の防止

第四節 活線作業および活線近接作業

(工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止)

第三百四十九条 事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附随する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。

- 一 当該**充電電路を移設**すること。
- 二 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
- 三 当該**充電電路に絶縁用防護具を装着**すること。
- 四 前三号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

(高圧活線近接作業)

第三百四十二条 事業者は、電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が高圧の充電電路に接触し、又は、当該充電電路に対して頭上距離が三十センチメートル以内又は躯(く)側距離若しくは足下距離が六十センチメートル以内に接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、当該充電電路に絶縁用防具を装着しなければならない。ただし、当該作業に**従事する労働者に絶縁用保護具を着用させて作業を行なう**場合において、当該絶縁用保護具を着用する身体の部分以外の部分が当該充電電路に接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

- 2 労働者は、前項の作業において、**絶縁用防具の装着又は絶縁用保護具の着用を事業者から命じられたときは、これを装着し、又は着用しなければならない。**

(感電) 鳶工が外部足場組立中に感電

◇ 発生日時 : 2019年7月30日 (火) 午前11:00分頃

◇ 被災者 : 外国人技能実習生2名 :25 歳 (所属 1次) 経験 :1年10か月
:30 歳 (所属 1次) 経験 :5か月



【発生状況】

防護措置済の引込み柱付近で外部足場の組立をしていた。4段目で足場部材を取付けようとした際に鳶工2人が感電した。

(25歳は腕に火傷、30歳は軽症) (休業見込日数 未定 日)